

# 相談センターニュース

## 1 相談の現場から ～ 知っておきたい あんなこと こんなこと



物を売ったのに代金を払ってくれないと本当に困るよね…。感情的にも金銭的にも、相手にどうにかして払ってほしいと思うけど、手続きをすることによって費用倒れになったら意味がないし…どうすればいいんだろう？

Q 私は個人で自動車屋をやっています。半年ほど前に知人のAに対し、中古自動車を30万円円で売りました。知人であったため、代金については1か月後に支払うという約束で、Aに自動車の名義変更をした上で先に引き渡しました。しかし、その後連絡がつかなくなり、結局現在まで全く支払いを受けていません。何度か手紙を出したり、Aの自宅を訪れたりしましたが、一切反応はありません。Aの勤務先は知っているのですが、できるだけ簡単な方法で車の代金を回収するにはどのような手続きをすればいいのでしょうか。

A まずAに内容証明郵便で請求してみましょう。それで何の反応もない場合は、裁判所を通じた手続きをすることになりますが、本件は金銭の請求なので、簡易迅速な解決手段として「支払督促」手続きを利用することができます。最終的には仮執行宣言を発付してもらい、Aの給与を差し押さえることとなります。

### <解説>

#### 1 内容証明郵便による請求

内容証明郵便は、「いつ」「どのような内容の文書」を送ったかを日本郵便株式会社が証明してくれる制度です。普通郵便と違い、日常生活であまり受け取らない形式の手紙であり、「払わなければ法的手続きをとる」等記載しておけば、債権者の本気度がAに伝わり、Aが支払いに応じる可能性はあります。

内容証明郵便を送ってもAが受け取らなかつたり、無反応である場合は、もはや任意での回収は見込めないので、裁判所を利用した手続きを検討することとなります。

#### 2 支払督促の申立て

金銭の支払請求をする場合は、裁判所の「支払督促手続」を利用することができます。本件のような売買代金の請求は支払督促手続に適しているといえます。支払督促手続は通常訴訟手続と違い、書面の審査のみが行われ、証拠の提出の必要もありません。また申立手数料（収入印紙）の額が通常訴訟の半額なので、簡易・安価にAに対し裁判上の請求をすることができます。

債権者はAの住所地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対して支払督促申立書を提出します。内容に問題がなければ裁判所書記官はAに対し

たとえば30万円の請求だと、通常訴訟の手数料が3,000円なのに対して、支払督促なら1,500円だね！



て支払督促を送達します。なお、Aが支払督促について異議を申立てた場合は通常訴訟に移行します。

### 3 仮執行宣言の申立て

支払督促がAに送達されてから2週間以内にAが督促異議の申立てをしなかった場合は、その翌日から30日以内に債権者は仮執行宣言の申立てをすることができます。そうすると、裁判所書記官がAに対して仮執行宣言付支払督促を送達し、それによりAに対して強制執行をすることが可能になります。なお、Aが受領後2週間以内に督促異議の申立てをした場合は、上記2と同様、通常訴訟に移行します。

### 4 給与差押え

Aの勤務先はわかっているので、仮執行宣言付支払督促及びその送達証明書添付して、Aの住所地を管轄する地方裁判所に対し給与の差押えの申立てをします。差押えることができるのは、Aの給料から税金等を控除した手取り残額の4分の1（手取り残額が月額44万円を超えるときは、そこから33万円を控除した金額）であり、売買金額及び督促手続きに要した費用等を回収するまで取立てることになります。

### 5 まとめ

支払督促手続は、安価で簡易迅速な解決が見込まれるため、相手が全くの無反応だったり、請求金額を争ってこないような場合は有用な手続です。本件のように債権額が少額でもあきらめずに、ぜひ司法書士にご相談下さい。

仮執行宣言付支払督促を得ることで、給与や預金等を差し押さえて売買代金を回収することも可能だよ！



簡易裁判所の手続きも司法書士がご相談に乗ります！

## 司法書士総合相談センターしずおか 常設相談のご案内（相談は無料です）

こんな内容で困っている方

- 相続した不動産の名義を変更したい
- 借金がいっぱいでもうしたらいいのかわからない
- 親族が認知症で困っている
- 新しく会社を設立したい
- 敷金・賃料トラブルで困ってる
- 相続問題はもうしたらいいのかわからない
- お金のトラブルで困っている
- .....など

そんな時は、迷わずご相談ください！ 電話や面談で対応します！

【電話相談】…予約は **不要** です

- ・月曜日～金曜日の14時～17時  
※火曜日は成年後見に関する専門の相談員が担当しています
- ・電話相談は ☎ 054-289-3704

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。

【面談相談】…予約が **必要** です

- ・ご予約は ☎ 054-289-3700
- ・面談会場は
  - 〈静岡会場〉 静岡県司法書士会館 …毎週（火・金）14時～17時
  - 〈浜松会場〉 浜松市勤労会館Uホール …毎週（木）14時～17時
  - 〈三島会場〉 三島商工会議所 …毎週（火）14時～17時
  - 〈下田会場〉 下田市民文化会館 …毎月第3（金）13時～16時
  - 〈細江会場〉 浜松市北区役所 …毎月第1（水）13時～16時
  - 〈天竜会場〉 浜松市天竜区役所 …毎月第1（水）13時～16時

※他の相談者の関係から、相談時間は一人30分程度となりますので、ご了承ください。